

判 例 研 究

フランス軍内における職業的 アソシエーション結成への道

—— 2014年10月2日欧州人権裁判所判決（Matelly 事件、
ADEDROMIL 事件）に関して ——

浦 中 千佳央

はじめに

急速な社会変化、技術革新、グローバル化の中、世界各国で従来からの労働条件、雇用形態に変化が生じている。この流れは公的部門にも波及し、特に警察、消防、刑事施設、軍隊に従事する者を取り巻く環境に少なからぬ影響を与えている。民間部門であれば社会状況の変化を受けて、雇用主、雇用者（労働者）は労働組合など雇用者代表との労使交渉を通して労働条件等の交渉ができる。しかし、上記の公的部門職業従事者は労働基本権が一部または全部、法令により制限されており、雇用者（労働者）としての権利を雇用主と交渉するチャンネルを持たない。そこで多くの国では警察、消防、軍隊に従事する者の労働条件を審議する機関を設けている。例えば日本では人事院、人事委員会制度が導入され、公的部門従事者の労働条件改善等における労働基本権制限を補完する制度が取られている。

こうした中、軍隊内における労働組合（syndicat）、職業的アソシエーション⁽¹⁾（association professionnelle⁽²⁾）の結成・加入を禁止していたフランスに対し、欧州人権裁判所は労働組合の結成、加入の自由を定めた欧州人権条約第11条に違反であるとする判決を下した。これを受けて、フラン

ス政府は現在、労働組合は認めないが、軍隊内における職業的アソシエーションの結成、加入を認める法案を国民議会に上程している。

そこで、本稿は上記、欧州人権裁判所判決概要とその影響を考察するものである。

注

- (1) Association とは「団体、協会、組合、結社」などと複数の意味で訳されるため、本稿ではアソシエーションと訳し、「団体、組合」という意味と同義語で解釈する。
- (2) 労働組合と職業的アソシエーションの違いとは何か説明しなければならぬ。簡単に言えば労働組合として認知されるのは労働法典に定める条件を満たす法人と個人であり、職業的アソシエーションは労働者の利益を守るということは同じであるが、当該アソシエーションが1901年アソシエーション法（後述）によりその法的資格が認定される点である。

1 2つの欧州人権裁判所判決

2014年10月2日に欧州人権裁判所は2つの重要な判決を下した。一つは現役のジャンダルムリ（憲兵隊⁽³⁾）中佐により提起された裁判、もう一つは職業的アソシエーションである「軍人の権利擁護アソシエーション」から提起された裁判である。

(1) 事件概要：マテリィ対フランス政府⁽⁴⁾

原告、ジャン・ユグ=マテリィ（Jean-Hugues Matelly）は現役ジャンダルムリ中佐であり、フランス国立科学研究センター（CNRS）の共同研究員であった。彼は2007年4月、インターネット上において「ジャンダルムリと市民」（gendarmes et citoyens）と題するフォーラムを開設した。このフォーラムはジャンダルムリ隊員と市民が表現・意見交換する場所として設けられた。2008年3月に同サイトは「ジャンダルムリ隊員と市民のフォーラム」と題され、さらに1901年アソシエーション法⁽⁵⁾に基づきア

ソシエーションとしての法律的な地位が与えられた。マテリイは同フォーラムの副代表となり、執行部にはその他現役のジャンダルムリ隊員も参加した。

2008年4月6日にマテリイは当該アソシエーション設立をジャンダルムリ総局に知らせた。その際に彼は当該アソシエーションが市民との対話に力を入れている事を明確にした。2008年5月27日、アソシエーションの設立が正式に宣告された。翌日、ジャンダルムリ総局総監はマテリイとその他現役のジャンダルムリ隊員に直ちに同アソシエーションのメンバー辞めるように命令（ordre）した。ジャンダルムリ総局総監は当該アソシエーションが防衛法典L. 4121-4により禁止されていた組合的性格の職業グループとしての性格を有すると推定したからだ。

同年5月28日にマテリイはジャンダルムリ総局総監へ事の次第を知らせるため、軍人義務に照らして同アソシエーションの規約目的にある不明確な列挙を修正する用意があることを伝えた。同年6月5日にマテリイはアソシエーションを辞任した。同年7月26日には同アソシエーションの執行部は規約にある「ジャンダルムリ隊員のモラルと経済的な状況を守る」という文言を削除した。2010年2月6日にマテリイはフランス政府が「労働組合の結成、加入の自由」を認めた欧州人権条約第11条に違反しているとして、欧州人権裁判所に提起した⁽⁷⁾。

(2) 事件概要：ADEDROMIL（軍人の権利擁護アソシエーション）対フランス政府⁽⁸⁾

原告である「軍人の権利擁護アソシエーション」は2001年4月にバボワル（Bavoil）大尉とラジャウイスキー（Radajewski）准尉の二人の軍人により設立された。当該アソシエーション規約にある目的には「軍人の個人あるいは団体的な経済的利益、職業的利益、道徳的利益、権利の擁護と研究」を目指すものとされた。当該規約は「この目的を追求する中で、アソシエーションは法規範に基づいて、利用できるあらゆる状況のもと、すべての当局と裁判機関において仲裁をおこなう」と明記された。

共和国大統領は、軍最高司令官の身分として、そして首相にも、当該アソシエーションがこの2名にその設立を知らせた時も、設立に反応しなかった。

多くの現役軍人が加入し、最初から当該アソシエーションは、軍人で、とりわけ彼らの勤務評価、昇進、彼らに課された制裁、職業的研修への同意を断られたことに関する紛争手続の介入をしたいと望む軍人への助言をした。

2002年に当該アソシエーションは、精神的ハラスメントの被害者である陸軍下士官の擁護に専念した。同年11月22日に、週刊誌「LE POINT」に同アソシエーションの記事が掲載された。

同年11月28日、国防省大臣官房長はフランス軍参謀本部に軍人の総合的地位を定める1972年7月13日付法律第10条（現在の防衛法典L. 4121-4）の文言を喚起する通達を下した。強調して当該アソシエーションの目的は組合的な性格を有し、その目的は現役軍人に情報提供することを依頼するものであり、懲戒処分⁽⁹⁾の追求という罰の下、軍人は当該アソシエーションに加入することはできず、もしメンバーであれば脱会しなければならないとした。このことにより当該アソシエーションは多くの責任的地位のメンバーを失った。

当該アソシエーションが明確にするのは、内部命令措置では国防省を非難することできないので、行政裁判に持ち込み、当命令に反対することはできない。そこで当該アソシエーションは国防大臣と大臣官房長を指定して、パリ大審裁判所に急速審理として訴えるという司法の道を試した。

2003年3月12日に当該管轄裁判所所長はその管轄権を拒絶し、提訴人を行政命令の管轄裁判所への提訴を促した。

当該アソシエーションは国務院に対して国防省が出した3つのデクレに関して提訴した。当該3デクレはPACSの状態が少なくとも3年続いているという条件ではPACS締結を含む、幾つかの軍人の地位的特典を享受する事が認められないことを非難した。当該アソシエーションによれば、軍人の一般的地位と平等の原則に明白な違反があった。

2008年12月11日に、国務院は提訴人の訴えを退け、その理由は「同条約第11条において国の行政機関、警察、軍隊の構成員による権利行使を正当に制限することを課されること禁止していない。国務院は加えて、軍の規律、軍隊による彼らの任務行使固有の強制から生じる要求を理由とする防衛法典L.4124-4の条文は軍人が軍人の職業的利益の保護を目的とするその他団体に加入することの障害を作るのではなく、同条約第11条の規定内で正当な制限を構成する。」と判断した。

当該アソシエーションは2009年6月12日に欧州人権裁判所にフランス政府は同条約第11条違反しているとして提訴し、精神的損害を受けたとして7000ユーロの損害賠償を求めた。

(3) 2つの裁判の争点

上記2つのケースで争点の1つとされたのはフランスの軍人に対する労働組合結成、加入禁止を定めるフランス防衛法典は労働組合結成、加入の自由を定める欧州人権条約第11条に違反に当たるのかという点である。同条約第11条はその1項で「平和的な集会の自由、結社の自由を認め、労働組合の結成と加入権」を認めている。しかし、同条2項において「国の軍隊、警察、行政機関の職員に対する合理的な制限」も認めている⁽¹⁰⁾。

つまり、重要な争点は防衛法典の労働組合結成、加入の禁止条項が合理的な制限であったのかということになる⁽¹¹⁾。

以下、欧州人権裁判所はマテリイ事件判決の中で「欧州人権条約第11条は結社の自由を保障し、その見解の一つとして組合の自由を保障している。当該保障分野において、第11条はいかなる職業、機能を排除していない。特に軍隊構成員に関して、第11条の条文は国家により正当な制限が軍隊構成員にもたらせることができることのみ想定している。欧州人権裁判所は組合の結成権の本質を侵害しないように、この正当な制限は厳格な解釈と当該権利の行使を自制することを対象としなければならないことに注意する。欧州人権裁判所は組合を結成する権利、組合に加入する権利はこの自由の本質的要素を構成することに注意する。」⁽¹²⁾

「欧州人権裁判所は『ジャンダルムリと市民フォーラム』のアソシエーションへの脱会を命じた命令は同条約第 11 条により提訴人が保障された権利行使への干渉 (ingérence) を構成したと評価する。この干渉が法律によりあらかじめ想定されたもので、防衛法典が単純なアソシエーションへの加入を認め、職業的グループへの加入を禁止することを正確に区別していた。国務院はそのうえで、軍人の経済的、道徳上の利益を擁護するアソシエーションは上記 2 つ目の禁止されているアソシエーションに属するとの判決を下した。」

「評価するに、この禁止はジャンダルムリもその一部を構成する軍隊に必要な規律と命令の保護という正当な目的の追求であり、欧州人権裁判所は民主主義国内でこの干渉は本当に必要であったのかどうかを知る疑問を検討する。当該干渉は防衛法典の関連条文が組合の性格を有するすべてのグループに軍人の加入を単純に、絶対的に (purement et simplement) 禁止していることを直ちに際立たせる。欧州人権裁判所はフランスが軍人の心配事を考えるため、特別な手続きと決定機関を設置しているとしても、しかしながら欧州人権裁判所はこの決定機関が軍人のための、労働組合の決定権とその加入権を含む、結社の自由の認知に代替するものではないと思料する。軍人の経済的、道徳的状况に影響するいくつかの決定に関しての批判の観点の存在を明らかにすることができる組合活動の適合は軍任務の特殊性が要求することを裁判所は意識している。」

「軍人の道徳と職業的利益の擁護のため、結社の一般的権利がはく奪されない限り、裁判所は同条約第 11 条の制限の名において、それが明白でも、その制限が職業的アソシエーションの表現と行動の形態と軍人の加入形態を生じさせようことを指摘する。」

「従って、欧州人権裁判所はマテリィに対して与えられたアソシエーションを辞職するという命令はアソシエーションと組合的局面の存在可能性も地位にのみ基づいてとられたものである。また、フランス権限当局は提訴人の態度とアソシエーションの規約を彼に課せられた義務に合うように変更するという希望の態度を考慮しなかった。」

「結論として欧州人権裁判所は当局の決定が軍人の道徳的、職業的利益擁護のための構成する職業的アソシエーションに加入することを軍人に絶対的に禁止と分析される以上、マテリィの権利の干渉を正当化するために権限当局が提起した動機は的確でなく、十分でないと思慮する。軍人の結社の自由が正当な制限の対象となるのではあるが、組合を結成すること、組合への加入を単に禁止することは、結社の自由の本質、欧州人権条約で禁止されている侵害することに至る。従って告発されているフランス政府の干渉は均衡（proportionnée）であるとみなすことができず、同条約第11条の2の意味での民主主義社会で必要であったものではない。」との判断を下し、1400ユーロの訴訟費用をフランス政府が支払うように命じた。

同じく扱われた ADEDROMIL 事件においても、マテリィ事件と同様に防衛法典が単に労働組合結成、加入を禁止するのは同条約第11条に違反する判断を下し、5000ユーロの精神的損害と裁判費用をフランス政府が原告に支払うよう命じた。

欧州人権裁判所は同条約第11条で定められている制限要件：「あらかじめ法律で制限が想定されていること」、「当制限が国の安全若しくは公共の安全のため等の正当な目的を追求するもの」、そして当制限が「民主主義社会において必要であったか」という判断基準でこの2事件を評価した。つまり、フランスが防衛法典 L. 4121-4 に基づいて、例えあらかじめ法律で権利の制限を想定し、当制限に正当な事由があったとしても、単に、絶対的に労働組合の結成、加入を禁止しているのは条約違反であること、アソシエーションからの辞任を命令したフランス国防省の干渉は均衡を欠いたものであると判断したのである。⁽¹³⁾

(4) 判決の背景

2つの判決の背景はなんであろうか、それは自由権の一部として労働組合の結成、加入が重視され、欧州人権条約、欧州社会憲章（*Charte sociale européenne*）の普遍化に伴うヨーロッパ加盟国内軍隊への労働組合結成・加入の標準化であると考えられる。判決内容に明記されている通り、

結社の自由の発露として、労働組合結成、加入が認められているので、軍人といえども単にその権利を奪う事は出来ないという状況になっている。

確かに、欧州人権条約第 11 条は労働組合結成、加入の自由を認め、且つ警察官、軍隊構成員への国内法で制限を認めている。更に欧州社会憲章第 5 条も労働組合の自由を保障し、警察官、軍隊構成員にはそれぞれの国の立法、規則により正当な制限を加えることを認めている⁽¹⁴⁾。しかし、一昔であれば、「警察官、軍人は高い志を持ち、自己犠牲も厭わない奉仕者で、通常の労働者ではなく、従って労働基本権の制限は許容される」と考えられてきたが、警察官、軍人は社会変革から生じるその組織変化、彼ら自身の意識変化が、この「法律による正当な制限」の許容程度を問う（単に制限することは本当に正当化されるのか？）という事態に至っているのである。また、ここに同条約 11 条の文言「民主主義国家において本当に必要な制限か」という要件が加わる。警察官、軍人といえども、普通の市民であり、実は普通の労働者に変わりはないのに、なぜ労働基本権の一部が制限されるのかと考えられたからである。

この考えを明確にしたものが 2010 年 2 月 24 日、「軍隊構成員の人権に関する欧州連合加盟国閣僚会議」の勧告⁽¹⁵⁾であろう。同勧告 K 項「軍隊構成員は平和的な集会と他の者と共に結社の自由を有している。すべての当該権利行使の制限は欧州人権条約第 11 条 2 項に従う」において、「軍隊構成員は団体交渉権、組合結成権と自身達の利益を擁護する独立制度への加入権を享受しなければならない。これらの権利が合意されていない時はそのある程度の正当化は再び精査されなければならない。集会と結社の自由権に対する無益で不均衡な制限は撤回されなければならない。」、 「法に基づいて設立された軍人労働組合または軍人の結社活動に参加したその唯一の行為で、軍人構成員に対していかなる懲罰的行為または差別的措置が取られることがあってはならない。」と勧告しており、欧州連合加盟国の軍隊内における労働組合の結成、加入を促している。

これは加盟国内に軍隊における労働組合結成、加入の承認、禁止している国が混在している状況は好ましくなく、欧州連合としても加盟国内のあ

程度の均質化を図らなくてはならなかったのである。2つの判決はこの欧州連合の流れに沿ったものとも考えられる。

注

- (3) Gendarmerie を憲兵隊と訳すことが多いが、現在では憲兵業務がほとんどなく、司法・行政警察活動が大多数を占める中で、英語で言うところの憲兵 (Military Police=MP) と訳すことが適切に鑑み、本稿ではジャンダルムリと訳する。
- (4) *Affaire Matelly c. France* (Requête n 10609/10)
- (5) 1901年アソシエーション法は非営利団体、グループ設立に関する法律である。例えば、学生のアソシエーションでも同法の条件を満たし、当局に届け出をして官報に告示されると非営利アソシエーションとしての資格を受ける。
- (6) 防衛法典 L. 4121-4 「スト権の行使は軍人の地位に適合しない。組手的性格を有する軍の職業的アソシエーションの存在、同様に職業的アソシエーションへの現役軍人の加入は軍の規律・規範に適合しない。部下の利益と知識にたどり着く一般的性格を有する、すべての問題を階層性の段階的手段により報告するのはすべての部隊の長の役割である。」
- (7) また、マテリイとその他メンバーで現役のジャンダルムリ隊員は2010年2月26日、辞任命令が権限濫用である旨、行政訴訟を提訴し、国務院はその訴えを棄却した。この行政裁判最高審判決を受け、2010年3月12日付大統領デクレにより、マテリイは軍人登録抹消 (radiation des cadres) の対象とされた。これは軍籍を抹消、つまり軍人としての地位を喪失させる最高の懲戒処分である。同氏は直ちに当該決定の停止と取消、そしてジャンダルムリへの復帰を求める行政訴訟を提起した。同年4月29日に国務院急速審理部は同デクレの一部を停止し、給料支払いと官舎への居住継続が認められた。2011年1月11日に国務院は当該大統領デクレを取消した。
- (8) *Affaire ADEFDROMIL c. France* (Requête n32191/09)。ADEFDROMILとは Association de défense des droits des militaires の略である。
- (9) PACSとは PActe Civile de Solidarité の略であり「連帯市民契約」、「パートナー契約」とも邦訳されている。民法上の正式婚ではなく、いくつかの条件を満たせば、異性、同性愛パートナーであろうと正式婚に近い法的効果を与える法律である。
- (10) 欧州人権条約第11条の1「全ての者は、平和的な集会の自由及び結社の自由に対する権利を有する。この権利には、自己の利益の保護のために労働組合を結成し、これに加入する権利を含む。」、第11条の2「1の権利行使に

については、法律で定める制限であって、国の安全若しくは公共の安全のため、無秩序もしくは犯罪の防止のため、健康若しくは道徳保護のため、またはたのものの権利及び自由の保護のため民主的社會において必要なもの以外のいかなる制限も課してはならない。本条は、国の軍隊、警察または行政機関の構成員による1の権利の行使に対して合法的な制限を課すことを妨げるものではない。」奥脇直也、岩沢雄司編集、「国際条約集 2015年版」有斐閣369頁。

- (11) その他の争点として、原告の訴訟適格などが争われた。
- (12) 以下、マテリイ事件、ADEDROMIL 事件判決文、および欧州人権裁判所報道発表資料からの要約である。
- (13) <http://actu.dalloz-etudiant.fr/a-la-une/article/la-liberte-syndicale-du-militaire-la-fin-de-linterdiction-absolue/h/3b9a6b8b993813c71bc131f36d61350b.html>
- (14) 国際的な枠組みとして国際労働機関（ILO）「1948年の結社の自由及び団結権保護条約（第87号）」、「1949年団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約（第98号）」においても警察、軍隊への労働基本権適用が国内法で制限され得ることが明記されている。
- (15) <https://wcd.coe.int/ViewDoc.jsp?id=1590149&Site=CM>

2 欧州人権裁判所判決の影響

(1) 法律案の提出

欧州人権裁判所判決は加盟国国内法令、あるいは国内判決を取り消す効力は持たないとはいえ、欧州人権条約第46条には「締結国は欧州人権裁判所の最終判決に従うこと」、「欧州連合閣僚委員会が最終判決の履行を監視すること」を明記しており、フランス政府は同裁判所最終判決の誠実な履行、つまり同裁判所が認定した違反行為状態を停止する事が求められる。

同裁判所の上記2つの事件判決により敗訴したフランス政府は3か月以内に上級審に提訴するか検討しなければならず、オランダ共和国大統領はその検討に入ることを命じた。2014年12月18日、大統領に提出されたレポート⁽¹⁶⁾には、1) 当該判決では軍隊構成員に対する労働基本権の制限が、正当で、均衡であれば、欧州人権条約第11条2項はフランスに当該権利行使の制限を課すことができると認めている事、2) フランス政府が上訴

しても勝訴の可能性がないこと等を理由に上訴を断念し、防衛法典の軍人の地位条項を改正する方針を固めた。

ここで、なぜフランスが軍隊における労働組合結成禁止しているのかについて説明しないといけない。同国における軍隊内での労働組合結成禁止の歴史は古い。それは何故かというとならフランス革命以降の激しい政治体制の変化と社会大衆運動に起因する。

政治体制の変化時（クーデターなど）に軍隊が利用されたり、あるいは社会大衆運動時にはデモの鎮圧に出かけた軍隊がデモ隊参加者の主張、窮状に共感し、上官の鎮圧命令に服従せず、デモ隊側に兵士が寝返えたりする事態も発生した。つまり政府にとり重要なのは軍隊の「中立性」(neutralité) であり、そこから導き出される「服従性」(sujétion) であるとされる。この軍隊の中立性にも2種類存在し、「消極的な中立性」と「積極的な中立性」であるとされる。⁽¹⁷⁾ 消極的な中立性とは支持者や政治的圧力からの軍人の保護であり、積極的な中立性とは軍人を政治や社会的な闘争の外に置くことである。要するにフランスでは歴史的経験から軍隊内において労働組合、職業的アソシエーションの結成、或いは加入を認めた場合、上記の中立性、服従性を害すると考え、禁止をしているのである。⁽¹⁸⁾

このような背景があるので、フランス政府が上程中の法律案では労働組合の結成、加入の禁止は維持されているが、同裁判所判決を受け、単純、絶対的禁止を違反と認められたので、軍人の職業的アソシエーションの結成、加入は認められることとなり、政府の懸念、つまり軍隊の政治的、社会的中立性、規律、命令への服従性を確保とどう両立させるかがカギとなっている。

法案の詳細を見てみると防衛法典 L. 4121-4 を修正して「軍人は現行第4章の条文により定められる軍人の全国的な職業的アソシエーションを自由に設立する事ができ、当該職業的アソシエーションへの加入、同アソシエーションでの責任を行使する。」と職業的アソシエーションの設立、加入の自由を認め、欧州人権裁判所で違法判決を受けた「単純な禁止」、「絶対的な禁止」状態の解消を目指した。

次に「軍人の全国的な職業的アソシエーションは現行章及び同アソシエーションが現行章に反しないという資格で1903年7月1日付アソシエーション契約に関する法律第1篇により規制される。」「軍人の全国的な職業的アソシエーションは軍隊の条件に関する軍人の利益保護と促進することを対象とする。」「軍人の全国的な職業的アソシエーションの本部はフランス国内に置かれなければならない。」となっている。このように軍人が結成し、加入する職業的アソシエーションは防衛法典と1901年アソシエーション法により管理され、外国勢力の影響を排除することが明記されている。

(2) 法案提出の背景

フランス政府が上訴を断念し、労働組合禁止を維持しつつ、職業的アソシエーションの結成、加入を認めた背景は何であろうか。様々な理由が考えられるが、それは軍を取り巻く環境、特にジャンダルムリを取り巻く変化であると考えられる。原告であったマテリイがジャンダルムリ現役中佐であることが示すとおり、ジャンダルムリは1990年-2009年にかけて大きな改革の波に晒されていた。

ジャンダルムリは陸海空軍に次ぐ第4の軍として位置づけられており、隊員は軍人としての地位を有しているが、その性格、活動内容がここ数十年来変化した。ジャンダルムリの主な職務であった憲兵業務の割合が減り、行政警察、司法警察の仕事割合が圧倒的に増え、要は文民である国家警察官の業務と変わりなくなった。

フランス政府は財政難から、税金の有効な利用、かつ効率的な治安対策を重視し、2002年以降、農村部に点在するジャンダルムリの屯所統廃合や国防省管轄のジャンダルムリを内務省管轄に近づける政策がとられた。最終的に2009年には軍人の身分を維持したまま、内務省の指揮下にジャンダルムリは統合された⁽¹⁹⁾。この為、同じ内務省管轄で、同様の任務に就いている国家警察には労働組合が認められ、片やジャンダルムリは認められないという事態が生じていた。

次にジャンダルムリ隊員の待遇改善問題である。1998年に週35時間労働を定めるオブリ法が成立し、各分野において週35時間労働適用が進んだ。国家警察においても週35時間労働実施に向けて、警察官労働組合との交渉しながら、実施措置が進められた。一方、ジャンダルムリ隊員は勤務時間、勤務負担の増加の中、週35時間労働を実現するための予算措置、増員が進まなかった。ジャンダルムリの管轄地は農村部であるが、一部都市化が進み、都市郊外の農村部では特に急激な人口増加、商業施設等の建設が起り、それに比例して犯罪件数が増加した。このため、都市郊外のジャンダルムリ隊員の一人あたりの事件負担数が急増し、週35時間労働どころではなかったのである。今までは「軍人だから我慢しろ」という意見も通用したが、機構改革で内務省（国家警察）に接近しているにも関わらず、国家警察は労働組合を通しての交渉で自分たちの意見を表明できるのに対して、軍人であるジャンダルムリはそれが出来ずにいた。つまり、ジャンダルムリ組織の改革は進んだが、それに伴う、現場、つまり隊員の負担軽減がなされていないこと、政府への改革、待遇問題に関する不満や意見を表明するチャンネルが整備されていなかったのである。

これは陸海空軍でも同様の事が言える。冷戦終結、欧州連合の東方拡大により欧州での戦争の可能性が遠のき、逆に、NATO軍作戦への参加、フランス軍はテロ防止戦争の名目でのアフガニスタン、イラク、マリなどへ海外派兵、コートジボアール内戦への軍事介入などにより、冷戦対応型軍事ドクトリンからの脱却が図られ、フランス軍の存在意義が変化した。こうした中、財政難から軍事費の見直しがなされ、国内基地の整理統合が進められた。これは引越しを伴う兵士とその家族にとって重要問題であり、海外派遣は手当問題や留守家族のケアをどうするかという課題をもたらした。

さらに先ほど述べたPACSは1999年成立当初は当時正式な法律上の結婚ができなかった同性愛カップルに法律婚をした夫婦と同等の法的権利を認めることを念頭に成立したのであるが、実際は、煩わしい正式婚を嫌う若い人を中心に異性間カップルも多く利用するという重要な法律になっ

た。この極めて現代的な社会変化に旧態依然の軍のシステムがついていけなかったからである。「軍人の権利擁護アソシエーション」が国務院に提訴したように PACS という新しい法律が成立しとき、雇用側の国防省の動きは鈍く、PACS カップルの配偶者手当支給は3年を経なければ無いと決められていた。(つまり、ここに正式婚カップルとの不平等が存在した)このような現実軍人の待遇条件改善が追い付いていなかった。そして、軍人は政府と直接に交渉するチャンネルはなかった⁽²⁰⁾。このため、大多数の軍人が労働組合の必要性を考えていないと言われているなかでも、気軽に仕事上の悩みや問題を相談できるアソシエーション、つまり「軍人の権利擁護アソシエーション」のような軍人やその家族が気軽に相談できる団体が必要とされたのである。

上述のような、社会の変化、アイデンティティーの危機に見舞われたジャンダルムリは、結局、2002年の大統領選挙を前にした2001年10-12月、多数のジャンダルムリ隊員が集団示威行動を起こした。団結権、団体交渉権、争議権を禁止されているので、それを回避する方法を用いた。意図的に交通違反切符を交付しなかったり、多数でのパトロールと称して、制服姿でサイレンをならし、車列で隊伍組んでシャンゼリゼ通りを走行したり、同じ時間に大挙して制服姿で殉職隊員顕彰碑へ献花するなどのデモンストレーションをし、政府に圧力をかけた。

このような事態が過去に発生したので、フランス政府としても、欧州人権裁判所判決までのフランス国内法、および国内裁判所判決は正当であったことを強調しつつ、ジャンダルムリを含む軍隊内に職業的アソシエーションという形式で要望、意見を交換するチャンネルを設置するよい機会と判断したとも考えられる。

注

(16) <http://www.elysee.fr/communiqués-de-presse/article/remise-du-rapport-pecheur/>

(17) 「軍人の職業的アソシエーションに関するフランス共和国大統領提出レ

ポート」13頁。

- (18) フランス政府の欧州人権裁判所陳述においてアルジェリア戦争時の出来事を例に挙げている。この出来事とは1960年、現地駐留軍の4人の将軍がアルジェリア独立容認反対を掲げて、ド・ゴール政権に反乱を起こしたことである。
- (19) 国防大臣は、法定後見人という形でジャンダルムリの活動に関与できる。
- (20) 確かに軍隊構成員の労働環境改善を目的とする最高軍事職務会議(CSFM: Conseil supérieur de la fonction militaire)や最高軍事職務会議を補完するために1990年に軍人職務会議(CFM: Conseils de la fonction militaire)が設立され、同会議には陸海空軍の将兵代表、ジャンダルムリ隊員も参加している。しかし、欧州人権裁判所は判決の中でこの2つの会議の有効性を疑問視している。

ま と め

フランスでは警察、消防、刑務官には労働組合、職業的団体の結成、加入が認められているものの、スト権は禁止されている。警察を例にとると、まず、警察官はその職務権限に応じて、「巡査～上司巡査部長」、「警部補～警部」、「警視以上」という階級別の職団(corps)に分かれ、それに対応した労働組合がある。それら労働組合も複数存在し、フランスの代表的な労働組合である「労働者の力」(FO: Force Ouvrière)や「労働総連盟」(CGT: Confédération générale du travail)系組合や独立系組合も存在する。過去には極右政党として認識される国民戦線に近い警察官組合が存在したが、これは政治的下部組織と見做され結成禁止の判断が下されている⁽²²⁾。警察官労働組合の影響力は大きく、人事異動、昇進、労働条件の改善に関連して権限を有している⁽²³⁾。

このように軍隊以外のいわゆる危険業務従事公務員には幅広く労働組合の結成・加入が既に認められていたのである。こうしてみると軍人の職業的アソシエーションの結成、加入を認めたのは遅きに失したかもしれない。しかし、フランスの歴史的経験(クーデター、軍の抗命不服従)に基づく、軍の中立的・服従性を担保するために労働組合及び職業的アソシエー

ションの結成・加入を単に、絶対的に禁止するという観念が長い間、左右両政権を問わず支配しており、フランス政府がそれを解き放つためには欧州連合という外圧が必要であった。

さて日本の場合はどうであろうか？ 日本国憲法で認められている労働基本権が法律で、自衛隊、警察官、刑務官に対して絶対的に制限されている。もし、欧州人権裁判所が示した当該制限が「民主主義社会において本当に必要なのか」という基準で考えたとき、どのような司法的、政治的判断が下されるのであろうか？

注

- (21) パリ消防隊は陸軍、マルセイユ消防隊は海軍に属しているため、当地での消防官の組合は存在しない。
- (22) Cour de Cassation, Chambre mixte, du 10 avril 1998, 97-17.870, Publié au bulletin
- (23) Cf. Jean-Louis Loubet del Bayle, "Le syndicalisme policier en France", *Revue Internationale de Criminologie et de Police Technique et Scientifique*, 2007, no 2, pp. 226-235.